

平成17年6月10日

株 主 各 位

東京都中央区新川一丁目28番25号  
カブドットコム証券株式会社  
代表執行役社長 齋 藤 正 勝

## 第6回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第6回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、後記の参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示、ご捺印のうえ折り返しご送付くださるか、当社の指定するウェブサイト (<http://www.evotc.jp/>) より議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成17年6月25日（土曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区紀尾井町1番2号  
赤坂プリンスホテル 新館2階 クリスタルパレス  
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 会議の目的事項  
報告事項 第6期（平成16年4月1日から平成17年3月31日まで）営業報告書、貸借対照表、損益計算書及び利益処分の内容等の報告の件  
決議事項  
第1号議案 定款一部変更の件  
議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」に記載のとおりであります。  
第2号議案 取締役7名選任の件  
第3号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件  
議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」に記載のとおりであります。  
第4号議案 会計監査人選任の件

以 上

---

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

## インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえご行使いただきますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Vodafone live!）から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evotc.jp/>）にアクセスし、ご利用いただくことによるのみ実施可能です。  
（「iモード」は㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ、「EZweb」はKDD I ㈱、「Vodafone live!」はVodafone Group Plcの商標または登録商標です。）
- (2) インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、議決権行使サイトにおけるインターネットによる議決権行使ができない場合もございますので、その旨ご了承ください。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Vodafone live!のいずれかのサービスをご利用可能であることが必要です。同サービスが利用可能な場合でも、セキュリティ確保のためSSL通信（暗号化通信）及び携帯電話情報送信が可能な機種にのみ対応しておりますので、携帯電話の機種によってはご利用いただけません場合がございますのでご了承ください。
- (4) インターネットによる議決権行使は株主総会前日（平成17年6月24日（金曜日））の24時まで受け付けいたしますが、お早めにご行使いただき、ご不明な点等ございましたら下記ヘルプデスクへお問い合わせください。

#### 2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 上記の議決権行使サイトにおいて、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更や、専用の電子証明書取得（または携帯電話番号情報の送信）等をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 「議決権行使コード」は株主総会の招集の都度新しいコードをご通知いたします。また株主総会の招集ご通知をパソコンに電子メールで送信することに同意された株主様につきましては、ご自分の「パスワード」を株主様に変更されるまで継続にご利用いただくこととなりますので、パスワードの管理には充分ご注意ください。

#### 3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- (1) 郵送とインターネットにより、議決権を重複して行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットによる議決権行使の場合、議決権行使サイトでは複数回の議決権行使（やり直し）が可能ですが、この場合は最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

#### 4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（ダイヤルアップ接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合はパケット通送料その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

#### 5. 招集ご通知の受領方法について

ご希望の株主様は、次回の株主総会から、招集ご通知を電子メールで受領することができますので、パソコンにより議決権行使サイトでお手続きください。（携帯電話ではお手続きできません。また携帯電話のメールアドレスを指定することもできませんのでご了承ください。）

以上

### システム等に関するお問合せ

UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 ☎ 0120-173-027（受付時間 9：00～21：00、通話料無料）

第6期営業報告書

平成16年4月1日から  
平成17年3月31日まで

I 営業の概況

1. 営業の経過及び成果

当期の我が国経済は、米国、中国をはじめ海外経済の好調を背景とした輸出や設備投資の伸びに支えられ、企業収益の改善が一段と確かなものとなり、また雇用情勢や個人所得も改善を見せ、消費も穏やかながら上向いてくるなど、景気は概ね良好となりました。

こうした中、国内株式市場は、日経平均株価こそ1万1,000円を挟む狭いレンジでの揉み合いとなりましたが、個人投資家の売買が活発になったこともあり、東京証券取引所市場第一部（立会外取引を除く。）の1日平均の出来高は約14億株と2年連続で、また売買代金は約1兆2,000億円と1988年以来16年ぶりに過去最高を記録しました。個人取引につきましても三市場の1日平均の個人委託売買代金は約6,000億円と活況を呈し、特にインターネット取引は個人投資家の売買に占める比率が始めて80%を超えるなど、取引チャネルとしての地位は確固たるものとなりました。

このような環境下、引き続き「リスク管理追求型」のコンセプトの下で利便性と安定性を追求した独自サービスをお客様に提供することによって、当期末の口座数は23万3,165口座（前期末14万292口座）と20万口座を突破、預り資産は5,756億円（前期末3,978億円）と当社の業容は順調に拡大いたしました。

上記の結果、当期の当社の営業収益は117億25百万円（前期比78.5%増）と過去最高を達成しました。営業収益の増加に比較し販管費・一般管理費の増加は穏やかであったことから、経常利益は58億91百万円（前期比128.5%増）となり、また当期純利益は40億14百万円（前期比32.1%増）と過去最高の決算となりました。なお、当社は平成17年3月17日に東京証券取引所市場第一部に上場いたしました。

## 商品別受入手数料及び構成比の状況

| 区分      | 期別 | 第5期<br>〔平成15年4月1日から<br>平成16年3月31日まで〕 |        | 第6期<br>〔平成16年4月1日から<br>平成17年3月31日まで〕 |        |
|---------|----|--------------------------------------|--------|--------------------------------------|--------|
|         |    | 金額（百万円）                              | 構成比（％） | 金額（百万円）                              | 構成比（％） |
| 株 券     |    | 5,173                                | 96.9   | 9,051                                | 96.5   |
| 受 益 証 券 |    | 70                                   | 1.3    | 82                                   | 0.9    |
| そ の 他   |    | 96                                   | 1.8    | 243                                  | 2.6    |
| 合 計     |    | 5,340                                | 100.0  | 9,377                                | 100.0  |

## 2. 当社が対処すべき課題

### (1) ブランド及び信頼感の浸透

競業他社との競争の中で、投資家に対し当社のブランドと信頼感を一層浸透させることは不可欠です。当社は、「リスク管理追求型」のコンセプトを一層浸透させ、ブランド力を向上させるためIR、PR活動を積極的に行う必要があると考えております。また、安定的なシステム稼働と顧客データの保護の強化のために諸施策を実施し、お客様の信頼感を高めてまいり所存です。

### (2) 低コスト構造の維持

当社は、コンピューターシステムの自社開発、自社運営と少数精鋭主義による効率的な業務運営を行っております。競業他社との競争を優位に展開するため、引き続き費用対効果を厳格に計算し、販売費・一般管理費の増加を抑制することによって、低コスト構造の維持に努めてまいります。

### (3) コンピューターシステム障害の防止と対応

当社は、オンライン証券取引サービスの提供を専業としているため、これらのコンピューターシステムが安定的に運用されることが当社の業務運営に関する最大の関心事であるとの認識の下、諸施策を実施しています。

### (4) 顧客情報漏洩等に対するセキュリティの確保

当社では顧客情報管理を徹底すべく様々な管理体制を実施しています。情報セキュリティ管理に関する標準規格である「ISMS適合性評価制度（Ver2.0）及びBS7799-2：2002」認証を取得し、重要データの消失、誤用、改変等の事故が起こらないよう各種管理策を導入しています。また、品質管理の標準規格であるISO9001と統合する形でPDCAサイクルを繰り返し、社内教育も含め継続的に情報セキュリティのレベル向上を図っています。

(5) 財務体質の強化

当社は、今後の信用取引の拡大や、新規ビジネスや経営基盤を強固とするための各種投資に備え、自己資本の充実と資金調達方法の多様化が非常に重要な課題であると認識しています。

(6) 知的財産権について

コンピューターシステム技術、サービスマーク等にかかる当社の無形資産については、特許権、商標権という形で企業の資産であることを明確化できるように特許出願や商標登録出願を行い、企業価値の向上に結び付けていきたいと考えています。

(7) コーポレートガバナンス体制の確立

当社は、迅速な業務執行とそれを監督する機能との明確な役割分担による効率的な経営基盤構築が競争力のあるサービス展開と金融機関としての責務達成に不可欠であると考え、平成16年6月22日に株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（以下「商法特例法」という。）に基づく「委員会等設置会社」に移行いたしました。責任の明確化、記録報告体制の強化、業務執行と経営監督双方での内部監査体制の確立等、この制度の下で経営基盤の一層の高度化を進めてまいります。

### 3. 設備投資及び資金調達の状況

当社は、コンピューターシステムを自社開発、自社運営しており、そのために必要な設備投資を続けてきております。当期の設備投資額は5億3百万円で、ソフトウェアを中心としたシステム増強に対して行いました。また、電子計算機等設備拡充のため、支払総額9億65百万円のリース契約を締結いたしました。

資金調達につきましては、短期借入金の返済及び信用取引貸付金に充当するため、平成17年3月に121億82百万円（1株当たり発行価格36万円）の公募増資を行いました。

#### 4. 営業成績及び財産の状況の推移

(単位：百万円)

| 区分                       | 期別 | 第3期                         | 第4期                         | 第5期                         | 第6期                         |
|--------------------------|----|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
|                          |    | 平成13年4月1日から<br>平成14年3月31日まで | 平成14年4月1日から<br>平成15年3月31日まで | 平成15年4月1日から<br>平成16年3月31日まで | 平成16年4月1日から<br>平成17年3月31日まで |
| 営業収益<br>(受入手数料)          |    | 1,707<br>(1,695)            | 2,944<br>(2,307)            | 6,569<br>(5,340)            | 11,725<br>(9,377)           |
| 経常損益                     |    | △725                        | 185                         | 2,578                       | 5,891                       |
| 当期純利益又は当期純損失(△)          |    | △1,756                      | 125                         | 3,037                       | 4,014                       |
| 1株当たり当期純利益<br>又は当期純損失(△) |    | △18,772円16銭                 | 1,336円57銭                   | 32,459円00銭                  | 14,217円87銭                  |
| 総資産                      |    | 16,965                      | 43,686                      | 125,684                     | 202,771                     |
| 純資産                      |    | 2,739                       | 2,864                       | 5,902                       | 22,264                      |
| 1株当たり純資産                 |    | 29,273円57銭                  | 30,609円33銭                  | 63,068円53銭                  | 70,287円30銭                  |

- (注) 1. 1株当たり当期純損益は、第3期につきましては、期中平均の発行済株式総数から期中平均の自己株式数を控除して算出しております。なお、第4期より「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
2. 1株当たり純資産額は、自己株式控除後の期末発行済株式総数により算出しております。
3. 第6期の平成16年9月28日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。これにより発行済株式総数が187,178株増加しております。
4. 第6期の平成17年3月16日付で公募増資を行っております。これにより発行済株式総数が36,000株、総資産及び純資産が121億82百万円増加しております。

### [第3期]

第3期は、デフレ圧力の高まりと米国景気回復の遅れ、さらには9月の同時多発テロによる世界的な景気後退懸念等により個人消費が落ち込み、株式市場においても同時多発テロ直後にはバブル崩壊後初めて1万円の大台を割り込みました。

当社は期初に日本オンライン証券株式会社と合併し、新たにカブドットコム証券株式会社としてスタートしました。2月には信用取引を開始し、当初から2千口座を超える申込を受け、お客様から高い評価を受けました。

### [第4期]

第4期は、依然として低迷を続ける設備投資や個人消費に加え、不良債権処理問題による金融不安の強まり等から、デフレ不況の出口が見出せない状況が続きました。

こうした全般的に厳しい市場環境の中で、当社では「リスク管理追求型」のコンセプトの下、お客様の利便性を高めるようサービスの拡充に努めた結果、信用取引を中心に売買高が順調に推移いたしました。また経費削減等経営の効率化により、黒字転換を果たすことができました。

### [第5期]

第5期は、公的資金投入による金融不安の緩和から過度な悲観論が薄れ、日経平均株価は年間上昇率約50%と大幅高となるとともに、外国人投資家と個人投資家による取引拡大が牽引し、3月には東証一部の売買高が20億株を超える日が4日に及ぶなど高い高もバブル期並みの活況を呈しました。

このような環境下、当社では引き続き「リスク管理追求型」のコンセプトの下、国内株式関連分野に経営資源を重点的に投下し、お客様の利便性を高めるようサービスの拡充に努めた結果、売買高は順調に拡大、営業収益は前期比2.2倍に達し、一方で引き続き効率的な経費構造を維持したことにより、経常利益は前期比約14倍と大幅な増益となりました。

### [第6期]

第6期(当期)の状況につきましては、前記「1. 営業の経過及び成果」並びに「2. 当社が対処すべき課題」に記載のとおりであります。

## II 会社の概況（平成17年3月31日現在）

### 1. 主要な事業内容

#### (1) 株式業務

株式業務は、株式について、流通市場における委託売買業務、募集・売出しの取扱業務から成り立っており、その主な内容は、次のとおりであります。

##### ① 委託売買業務

証券取引所等において、顧客の注文に従って売買を執行する業務

##### ② 募集・売出しの取扱業務

株式の募集又は売出しにつき、顧客に販売する業務

#### (2) 投資信託業務

投資信託業務は、投資信託受益証券及び外国投資信託受益証券の募集の取扱業務並びに売買業務から成り立っております。

#### (3) デリバティブ商品

##### ① 先物・オプション取引の委託売買業務

証券取引所において、顧客の注文に従って売買を執行する業務から成り立っております。

##### ② カバードワラント

ゴールドマン・サックス証券並びにBNPパリバ証券との提携によるカバードワラント取扱業務から成り立っております。

### 2. 主要な営業所

本社 東京都中央区新川一丁目28番25号

### 3. 株式の状況

(1) 会社が発行する株式の総数 1,110,000株

(2) 発行済株式総数 316,767株

(注) 1. 平成16年9月28日付をもって、株式分割による新株式187,178株を発行いたしました。

2. 平成17年3月16日付をもって、公募増資による新株式36,000株を発行いたしました。

(3) 株主数 20,720名



## (4) 大 株 主

|                              | 当 社 へ の 出 資 状 況 |        | 当社の当該大株主への出資状況 |         |
|------------------------------|-----------------|--------|----------------|---------|
|                              | 持 株 数           | 議決権比率  | 持 株 数          | 出 資 比 率 |
| 伊藤忠商事株式会社                    | 59,284株         | 18.72% | 一株             | －%      |
| 株式会社UFJ銀行                    | 51,822          | 16.36  | －              | －       |
| エヌビーホールディングス<br>コーポレーション     | 35,820          | 11.31  | －              | －       |
| UFJつばさ証券株式会社                 | 31,500          | 9.94   | －              | －       |
| 伊藤忠ファイナンス株式会社                | 15,037          | 4.75   | －              | －       |
| 朝日生命保険相互会社                   | 8,259           | 2.61   | －              | －       |
| 株式会社損害保険ジャパン                 | 5,820           | 1.84   | －              | －       |
| テクノロジーベンチャーズ一号<br>投資事業有限責任組合 | 5,550           | 1.75   | －              | －       |
| 東短ホールディングス株式会社               | 5,202           | 1.64   | －              | －       |
| UFJ信託銀行株式会社                  | 4,500           | 1.42   | －              | －       |
| T I S 株 式 会 社                | 4,500           | 1.42   | －              | －       |

## (5) 自己株式の取得、処分等及び保有の状況

## ① 取 得 株 式

普通株式 0.50株

取得価額の総額 328,500円

## ② 処 分 株 式 該当事項はありません

## ③ 決算期末における保有株式

普通株式 2.24株

(注) 自己株式の取得は、端株の買取りによるものです。

(6) 新株予約権の状況

① 現に発行している新株予約権

|                     |            |            |
|---------------------|------------|------------|
| 発行決議の日              | 平成15年12月1日 | 平成16年3月30日 |
| 新株予約権の数             | 1,330個     | 206個       |
| 新株予約権の目的となる株式の種類    | 普通株式       | 普通株式       |
| 新株予約権の目的となる株式の数     | 3,990株     | 618株       |
| 新株予約権の行使時の1株当たり払込金額 | 45,000円    | 67,100円    |
| 新株予約権の発行価額          | 無償         | 無償         |

(注) 平成16年9月28日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。これにより新株予約権の目的となる株式の数及び新株予約権の行使時の1株当たり払込金額が調整されております。

② 当期中に株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権  
発行した新株予約権の内容

|                         |                              |
|-------------------------|------------------------------|
| (イ) 発行決議の日              | 平成16年3月30日                   |
| (ロ) 新株予約権の数             | 206個                         |
| (ハ) 新株予約権の目的となる株式の種類    | 普通株式                         |
| (ニ) 新株予約権の目的となる株式の数     | 618株                         |
| (ホ) 新株予約権の行使時の1株当たり払込金額 | 67,100円                      |
| (ヘ) 新株予約権の発行価額          | 無償                           |
| (ト) 権利行使期間              | 平成18年5月1日から<br>平成22年12月31日まで |

(チ) その他の新株予約権の行使の条件

1. 対象者は、(i) 当社株式が日本国内の証券取引所に上場（以下「上場」という。）された日より1年間を経過した日及び(ii) 権利行使期間の開始日のいずれか遅い方の日（以下「権利行使可能日」という。）以後において、次項以下の規定に従い、新株予約権を行使することができる。
2. 対象者が新株予約権の権利行使可能日以後に死亡により権利行使資格を喪失した場合、対象者の相続人は、資格喪失日後6ヶ月を経過する日までの期間に限り、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使することができる。なお、対象者が権利行使可能日前に死亡により権利行使資格を喪失した場合、対象者の相続人は新株予約権を行使できない。

3. 対象者に、定款もしくは社内規則に違反する重大な行為があった場合、又は権利行使資格の喪失の前後を問わず、また第4項に該当するか否かを問わず、以下の各号のいずれかの場合に該当するときは、対象者は、以後新株予約権を行使することができないものとする。
  - (1) 対象者が取締役、監査役又は執行役である場合
    - a. 商法第254条ノ2（準用される場合を含む。）に規定する欠格事由に該当するに至った場合。
    - b. 商法第264条（準用される場合を含む。）に違反する競業取引を行った場合。
    - c. 商法第266条第1項各号（準用される場合を含む。）記載の行為を行い、当社に対して損害賠償責任を負うべき場合。
    - d. 商法第257条又は商法特例法第21条ノ13第6項の規定に基づき解任を決議された場合。
    - e. 当社の事前の書面による承諾なしに当社と競業し又は当社と競業関係にある会社の取締役、執行役、監査役、従業員、顧問、相談役もしくはコンサルタントに就任もしくは就職した場合。
    - f. 禁固以上の刑に処せられた場合。
    - g. 新株予約権を放棄した場合。
  - (2) 対象者が従業員である場合
    - a. 故意又は重大な過失によって当社に対して損害を与えた場合。
    - b. 就業規則に基づく、懲戒解雇、論旨解雇の処分の通知を受けた場合。
    - c. 当社の事前の書面による承諾なしに当社と競業し又は当社と競業関係にある会社の取締役、執行役、監査役、従業員、顧問、相談役又はコンサルタントに就任もしくは就職した場合。
    - d. 禁固以上の刑に処せられた場合。
    - e. 新株予約権を放棄した場合。
4. 当社が当社の株式を証券取引所へ上場申請する予定がある場合、対象者は、当社が当社の株式を上場する証券取引所の規制を遵守する。
5. 対象者は、新株予約権の譲渡、質入その他の処分をすること

ができない。

6. 本条に定める新株予約権行使の条件は、対象者より新株予約権を承継した者（相続人を含む。）にもその性質に反しない限り適用される。
7. その他の条件については、当社と対象者との間で個別に締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。

(リ) 新株予約権の消却の事由及び条件

1. 対象者が権利行使資格を喪失した場合、本件プラン及び契約により規定された行使可能期間が経過した場合、第5条第3項から第5項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で消却することができる。
2. 当社が当社株式を証券取引所へ上場申請する場合において、対象者がかかる証券取引所の規制による新株予約権の継続保有義務に違反したときは、当社はかかる対象者が保有する新株予約権を無償で消却することができる。
3. 対象者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は放棄された新株予約権を無償で消却することができる。ただし、取締役会の裁量により有償で消却することを妨げない。
4. 発行日から5年以内に当社株式が上場されなかった場合、当社は全ての未行使の新株予約権を無償で消却することができる。ただし、取締役会の裁量により有償で消却することを妨げない。
5. 当社株式が上場された日から5年が経過した場合、当社は、全ての未行使の新株予約権を無償で消却することができる。ただし、取締役会の裁量により有償で消却することを妨げない。
6. 本条に定める新株予約権の消却事由及び条件は、対象者より新株予約権を承継した者（相続人を含む。）にもその性質に反しない限り適用される。
7. 新株予約権の消却に関するその他の事項については、当社と対象者との間で個別に締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。

- (ヌ) 有利な条件の内容                      当社の役員、従業員に対して新株予約権を無償で発行した。

割当を受けた特定使用人等以外の者の氏名並びに割当を受けた新株予約権の数

| 地位又は職業等 | 氏名    | 新株予約権の数 | 目的となる株式の種類及び数 |
|---------|-------|---------|---------------|
| 当社常務執行役 | 雨宮 猛  | 82個     | 普通株式 246株     |
| 当社取締役会長 | 川松 保夫 | 64個     | 普通株式 192株     |
| 当社取締役   | 磯崎 哲也 | 22個     | 普通株式 66株      |

割当を受けた特定使用人等の氏名及び割当を受けた新株予約権の数

| 地位又は職業等 | 氏名    | 新株予約権の数 | 目的となる株式の種類及び数 |
|---------|-------|---------|---------------|
| 当社従業員   | 市川 豊  | 16個     | 普通株式 48株      |
| 当社従業員   | 池澤 剛  | 11個     | 普通株式 33株      |
| 当社従業員   | 杉山 真理 | 11個     | 普通株式 33株      |

特定使用人等に対し発行した新株予約権の区分別状況

| 区分         | 当社の従業員 |
|------------|--------|
| 新株予約権の数    | 38個    |
| 目的となる株式の種類 | 普通株式   |
| 目的となる株式の数  | 114株   |
| 付与した者の総数   | 3名     |

(注) 平成16年9月28日付で株式1株につき3株の株式分割を行っており、新株予約権の目的となる株式の数及び新株予約権の行使時の1株当たり払込金額については調整後の数及び金額を記載しております。なお、発行時における新株予約権の目的となる株式の数及び新株予約権の行使時の1株当たり払込金額は、以下のとおりであります。

- (二) 新株予約権の目的となる株式の数 206株  
 (ホ) 新株予約権の行使時の1株当たり払込金額 201,300円

#### 4. 企業結合の状況

(1) 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(2) その他の重要な企業結合の状況

(イ) 当社は伊藤忠商事株式会社の関連会社であり、同社は間接所有を含め当社の議決権の25.69%を所有しております。

(ロ) 当社は株式会社UFJホールディングスの関連会社であり、同社は当社の株主である株式会社UFJ銀行、UFJつばさ証券株式会社、UFJ信託銀行株式会社、UFJパートナーズ投信株式会社の親会社であり、これらの会社を通じて当社の議決権の28.72%を間接所有しております。

(ハ) 当社は、株式会社UFJ銀行の関連会社であり、同社は当社の議決権の16.36%を直接所有しております。なお、当社は平成17年1月31日付で同行と「証券仲介業務に関する業務委託契約書」の締結を行い、証券仲介業務における提携を予定しております。

#### 5. 主要な借入先の状況

| 借入先        | 借入金残高     | 借入先が有する当社の株式 |       |
|------------|-----------|--------------|-------|
|            |           | 持株数          | 議決権比率 |
| 日本証券金融株式会社 | 71,198百万円 | －株           | －%    |
| 立花証券株式会社   | 17,043    | －            | －     |

#### 6. 従業員の状況

| 区分      | 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|---------|------|--------|-------|--------|
| 男性      | 30名  | 3名増    | 35.8歳 | 2.7年   |
| 女性      | 20   | 2名増    | 33.2  | 2.6    |
| 合計または平均 | 50   | 5名増    | 34.7  | 2.7    |

(注) 従業員数は、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。また、上記のほか、派遣社員14名が在籍しております。

## 7. 取締役及び執行役の状況

### (1) 取締役

| 地 位                                   | 氏 名     | 担当又は主な職業                     |
|---------------------------------------|---------|------------------------------|
| 取締役会長<br>(指名委員会委員長、報酬委員会委員長、監査委員会委員長) | 川 松 保 夫 |                              |
| 取締役<br>(指名委員会委員、報酬委員会委員)              | 水 野 俊 秀 | 株式会社UFJホールディングス<br>取締役専務執行役員 |
| 取締役<br>(監査委員会委員)                      | 前 田 孝 治 | UFJつばさ証券株式会社<br>常務執行役員       |
| 取 締 役                                 | 井 上 裕 雄 | 伊藤忠商事株式会社<br>執行役員情報産業部門長     |
| 取締役<br>(指名委員会委員、報酬委員会委員)              | 宇佐美 正 紀 | 伊藤忠商事株式会社<br>金融部門長           |
| 取締役<br>(監査委員会委員)                      | 磯 崎 哲 也 | 公認会計士                        |
| 取締役<br>(監査委員会委員)                      | 白 石 康 広 | 弁護士                          |

- (注) 1. 取締役宇佐美正紀氏は、平成17年3月31日をもって、辞任しております。
2. 当期中における取締役及び監査役の異動は、以下のとおりであります。
- ① 新任 取締役 磯崎 哲也 (平成16年6月22日付)
  - 取締役 白石 康広 (平成16年6月22日付)
  - 取締役 ランドルフ・エス・タキアン (平成16年6月22日付)
  - ② 退任 取締役 齋藤 正勝 (平成16年6月22日付)
  - 取締役 ダグラス・ビー・ストッツ (平成16年6月22日付)
  - 取締役 浮海 正高 (平成16年6月22日付)
  - 取締役 土岐 真一 (平成16年6月22日付)
  - 取締役 ランドルフ・エス・タキアン (平成16年12月13日付)
  - 取締役 宇佐美 正紀 (平成17年3月31日付)
  - 監査役 磯崎 哲也 (平成16年6月22日付)
  - 監査役 杉原 弘隆 (平成16年6月22日付)
  - 監査役 臼井 均 (平成16年6月22日付)
3. 取締役水野俊秀、前田孝治、井上裕雄、宇佐美正紀、磯崎哲也、白石康広の6氏は、商法第188条第2項第7号ノ2に規定する社外取締役であります。

(2) 執行役

| 地 位           | 氏 名     | 担 当 又 は 主 な 職 業 |
|---------------|---------|-----------------|
| 代 表 執 行 役 社 長 | 齋 藤 正 勝 |                 |
| 常 務 執 行 役     | 臼 田 琢 美 |                 |
| 常 務 執 行 役     | 雨 宮 猛   | 業 務 統 括 部 長     |
| 執 行 役         | 石 川 陽 一 |                 |

(注) 当期中における執行役の異動は、以下のとおりであります。

|    |     |         |               |
|----|-----|---------|---------------|
| 新任 | 執行役 | 齋 藤 正 勝 | (平成16年6月22日付) |
|    | 執行役 | 臼 田 琢 美 | (平成16年6月22日付) |
|    | 執行役 | 雨 宮 猛   | (平成16年6月22日付) |
|    | 執行役 | 石 川 陽 一 | (平成16年6月22日付) |



## 8. 取締役、監査役及び執行役に支払った報酬の額

当社は、平成16年6月22日の定時株主総会后、委員会等設置会社へ移行いたしましたので、当期については、次のとおり区分して記載しております。

(平成16年4月1日から平成16年6月22日まで)

| 区 分              | 取 締 役  |          | 監 査 役  |          | 計      |          | 摘 要 |
|------------------|--------|----------|--------|----------|--------|----------|-----|
|                  | 支給人員   | 支給額      | 支給人員   | 支給額      | 支給人員   | 支給額      |     |
| 定款又は株主総会決議に基づく報酬 | 名<br>2 | 百万円<br>6 | 名<br>1 | 百万円<br>1 | 名<br>3 | 百万円<br>7 |     |
| 計                | 2      | 6        | 1      | 1        | 3      | 7        |     |

- (注) 1. 株主総会の決議による取締役に対する報酬限度額は、年額100百万円であり  
ます。
2. 株主総会の決議による監査役に対する報酬限度額は、月額5百万円であり  
ます。
3. 平成16年6月22日付株主総会の終結をもって退任した非常勤取締役3名及び非  
常勤監査役2名に対しては、報酬を支払っておりません。

(平成16年6月23日から平成17年3月31日まで)

| 区 分           | 取 締 役  |           | 執 行 役  |           | 計       |           | 摘 要                     |
|---------------|--------|-----------|--------|-----------|---------|-----------|-------------------------|
|               | 支給人員   | 支給額       | 支給人員   | 支給額       | 支給人員    | 支給額       |                         |
| 報酬委員会決議に基づく報酬 | 名<br>8 | 百万円<br>24 | 名<br>4 | 百万円<br>37 | 名<br>12 | 百万円<br>62 | 商法特例法第21条の11第3項第1号に該当する |
|               | —      | —         | 4      | 102       | 4       | 102       | 商法特例法第21条の11第3項第2号に該当する |
| 計             | /      | 24        | /      | 140       | /       | 165       |                         |

- (注) 1. 執行役を兼務する取締役はおりません。
2. 上記支給人員の取締役には、期中退任取締役1名を含んでおります。

## 9. 取締役及び執行役の報酬に関する基本方針

取締役及び執行役の報酬に関する基本方針は、「報酬委員会規程」により以下のとおり定めています。

### (1) 取締役報酬について

取締役の個人別報酬額は、その主な職務が監督機能であることを鑑み、固定報酬のみとし、常勤又は非常勤の別、委員会委員の兼職又は非兼職の別により「報酬委員会規程」に定める金額を上限として、報酬委員会で決定する。

### (2) 執行役報酬について

執行役の個人別報酬額は、生活保障と業績向上へのインセンティブ供与の観点から固定報酬と変動報酬により構成し、役付に応じそれぞれ「報酬委員会規程」に定める金額の上限及び基準を条件として、固定報酬はその確定金額を、又変動報酬はその具体的な算定式を報酬委員会で決定する。

## 10. 監査委員会の職務の遂行のために必要な事項

「商法特例法」第21条の7第1項第2号及び商法施行規則第193条に基づく取締役会決議の概要は以下のとおりであります。

### (1) 監査委員会の職務を補助すべき使用人及びその使用人に関する事項の執行役からの独立性の確保に関する事項

監査委員会の監督下にあり、かつ監査委員会の職務を補助する組織として内部監査室を置き、その設置及び廃止に関する権限は取締役会に属するものとする。また、内部監査室は代表執行役及び業務執行部門から完全に独立した組織であり、内部監査室長への指揮権は監査委員会に属するものとする。

内部監査室長の任免並びに報酬は取締役会が、内部監査室に属するその他使用人の任免並びに報酬は監査委員会が決定する。

### (2) 執行役及び使用人が監査委員会に報告すべき事項その他の監査委員会に報告すべき事項

「監査委員会規程」の定めるところにより、執行役又は使用人は以下の事項について監査委員又は監査委員会に報告しなければならない。

- ・当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、その事実。
- ・監査委員会又は内部監査室から受領した改善要請に対する是正状況。
- ・行政当局、取引所、証券業協会等が当社に対し行った検査、考査、監査の結果の内容。
- ・行政当局、取引所、証券業協会等から処分を受けた場合にはその処分内容。
- ・業務執行部門で実施した品質監査の結果。
- ・業務執行の妥当性、適法性に疑義があると思われる事項が生じた場合には、その事項。
- ・その他監査委員会または指名監査委員が定めた事項。

### (3) 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

執行役は、「執行役規程」並びに「経営会議規程」に基づき、その職務の執行に係る情報につき、以下のとおり適切に保存及び管理を行う。

- ・執行役は、職務執行に係る情報を文書又は電子的媒体により保存する。
- ・文書の保存期間その他の管理体制については、「文書取扱規則」及びISO9001の規格に基づく「品質マニュアル」によるものとする。
- ・監査委員会又は監査委員会が指名する監査委員が求めたときは、執行役はいつでも前述の文書を閲覧に供しめなければならない。
- ・経営会議の議事録は、10年間本店に備え置くものとする。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項

損失の危険に関する事項は取締役会決議により改廃される「リスク管理規程」により以下のとおり管理する。

- ・証券会社に関する内閣府令第3条第2号に定める損失の危険の管理方法並びに認可業務及びその他業務の損失の危険に係るリスクの算定方法、限度額及び適用方法等については、証券会社の自己資本規制に関する内閣府令によるものとする。
- ・損失の危険の管理方法並びに認可業務及びその他業務の損失の危険に係るリスクは、原則として日々計算することとする。
- ・リスク算定等に関し、客観的に公正妥当と認められる合理的なリスク率及び限度枠を設定するとともに、その適用状況を把握し、適正な限度枠の範囲で業務運営する体制を整備することとする。
- ・リスク及びその限度枠の適用状況については内部管理統括責任者へ定期的に報告することとする。

(5) 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ、効率的に行われることを確保するための体制に関するその他の事項

内部監査室は、監査委員会の指揮の下、「内部監査基本規程」及び「内部監査実施要領」に定める方法により、執行役の職務の執行について以下の事項について定期・不定期に内部監査を実行し、監査委員会に報告する。

- ・商法、証券取引法その他関係法令、通ちょう、規則及び当会社の定款、諸規程等の遵守の状況
- ・業務の遂行及び運営の状況
- ・会計に関する事項
- ・システムに関する事項
- ・特に監査委員会より命ぜられた事項

### Ⅲ 決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実

平成17年4月21日開催の当社経営会議において、次のように株式分割による新株発行を決議しております。

(1) 分割方法

平成17年5月31日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主の所有する株式数を1株につき3株の割合をもって分割します。

- |                   |      |            |
|-------------------|------|------------|
| (2) 分割により増加する株式の数 | 普通株式 | 633,534株   |
| (3) 株式分割効力発生日     |      | 平成17年7月20日 |
| (4) 配当起算日         |      | 平成17年4月1日  |

## 第6期貸借対照表

(平成17年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部              |                | 負 債 の 部                |                |
|----------------------|----------------|------------------------|----------------|
| 科 目                  | 金 額            | 科 目                    | 金 額            |
| <b>流 動 資 産</b>       | 200,899        | <b>流 動 負 債</b>         | 179,919        |
| 現金・預金                | 22,851         | 信用取引負債                 | 101,615        |
| 預託金                  | 66,033         | 信用取引借入金                | 88,242         |
| 信用取引資産               | 103,982        | 信用取引貸証券受入金             | 13,373         |
| 信用取引貸付金              | 99,542         | 預り金                    | 20,671         |
| 信用取引借証券担保金           | 4,439          | 受入保証金                  | 55,662         |
| 立替金                  | 110            | 有価証券等受入未了勘定            | 7              |
| 募集等払込金               | 95             | 前受金                    | 4              |
| 短期差入保証金              | 6,922          | 未払金                    | 318            |
| 前払金                  | 38             | 未払費用                   | 378            |
| 前払費用                 | 122            | 未払法人税等                 | 1,259          |
| 未収入金                 | 0              | その他の流動負債               | 1              |
| 未収収益                 | 606            | 引当金                    | 587            |
| 繰延税金資産               | 133            | 証券取引責任準備金              | 587            |
| その他の流動資産             | 2              | (証券取引法第51条)            |                |
| 貸倒引当金                | △ 0            | <b>負 債 合 計</b>         | <b>180,506</b> |
| <b>固 定 資 産</b>       | <b>1,871</b>   | <b>資 本 の 部</b>         |                |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>   | 92             | <b>資 本 金</b>           | 7,132          |
| 建物                   | 92             | <b>資 本 剰 余 金</b>       | 10,952         |
| 器具・備品                | 0              | <b>資 本 準 備 金</b>       | 10,952         |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>   | 727            | <b>利 益 剰 余 金</b>       | 4,014          |
| ソフトウェア               | 721            | 当期未処分利益                | 4,014          |
| 電話加入権                | 6              | <b>株 式 等 評 価 差 額 金</b> | 165            |
| <b>投 資 其 他 の 資 産</b> | 1,050          | <b>自 己 株 式</b>         | △ 0            |
| 投資有価証券               | 651            | <b>資 本 合 計</b>         | <b>22,264</b>  |
| 出資金                  | 2              | <b>負 債 ・ 資 本 合 計</b>   | <b>202,771</b> |
| 長期貸付金                | 0              |                        |                |
| 長期差入保証金              | 234            |                        |                |
| 長期前払費用               | 0              |                        |                |
| 繰延税金資産               | 160            |                        |                |
| その他投資等               | 60             |                        |                |
| 貸倒引当金                | △ 60           |                        |                |
| <b>資 産 合 計</b>       | <b>202,771</b> |                        |                |

## 第6期損益計算書

〔平成16年4月1日から  
平成17年3月31日まで〕

(単位：百万円)

| 科 目         |                       | 金                       | 額      |
|-------------|-----------------------|-------------------------|--------|
| 経常損益の部      | 営 業                   | 営 業 収 益                 | 11,725 |
|             | 損 益                   | 受 入 手 数 料               | 9,377  |
|             |                       | ト レ ー デ ィ ン グ 損 益       | △ 15   |
|             |                       | 金 融 収 益                 | 2,353  |
|             |                       | そ の 他 の 営 業 収 益         | 9      |
|             |                       | 金 融 費 用                 | 1,152  |
|             | の 部                   | 純 営 業 収 益               | 10,572 |
|             |                       | 販 売 費 ・ 一 般 管 理 費       | 4,607  |
|             |                       | 営 業 利 益                 | 5,965  |
|             | 営 業 外 損 益 の 部         | 営 業 外 収 益               | 21     |
| 営 業 外 費 用   |                       | 94                      |        |
|             |                       | 経 常 利 益                 | 5,891  |
| 特 別 損 益 の 部 | 特 別 利 益               |                         | 0      |
|             | 貸 倒 引 当 金 戻 入         | 0                       |        |
|             | 特 別 損 失               |                         | 289    |
|             | 証 券 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 | 282                     |        |
|             |                       | 固 定 資 産 除 却 損           | 6      |
|             |                       | 税 引 前 当 期 純 利 益         | 5,603  |
|             |                       | 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 1,193  |
|             |                       | 法 人 税 等 調 整 額           | 395    |
|             |                       | 当 期 純 利 益               | 4,014  |
|             |                       | 前 期 繰 越 利 益             | —      |
|             |                       | 当 期 未 処 分 利 益           | 4,014  |

## [注 記 事 項]

当社の貸借対照表及び損益計算書は、「商法施行規則」（平成14年法務省令第22号）の規定のほか「証券会社に関する内閣府令」（平成10年総理府令・大蔵省令第32号）及び「証券業経理の統一について」（昭和49年11月14日付日本証券業協会理事会決議）に準拠して作成しております。

なお、記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### （重要な会計方針）

1. トレーディング商品に属する有価証券（売買目的有価証券）等の評価基準及び評価方法
  - (1) トレーディングの目的及び範囲  
当社の行うトレーディング業務は、委託取引の円滑な執行を目的としております。トレーディング業務において取扱う主要な商品は、株式、投資信託受益証券、カバードワラント、株式に係る先物取引及びオプション取引であります。
  - (2) 評価基準及び評価方法……………時価法
2. トレーディング商品に属さない有価証券の評価基準及び評価方法  
その他有価証券（時価のないもの）……………移動平均法による原価法  
（時価のあるもの）……………決算日の市場価格に基づく時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価との評価差額を全部資本直入する方法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。
3. 固定資産の減価償却方法
  - 有形固定資産
    - 建物（建物附属設備は除く）……………定額法
    - その他……………定率法
  - 無形固定資産
    - 営業権……………定額法
    - ソフトウェア……………社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法
    - 長期前払費用……………定額法
4. 繰延資産の処理方法
  - 新株発行費  
支出時に全額費用として処理しております。
5. 引当金及び準備金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金  
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額

を計上しております。

(2) 証券取引責任準備金

証券事故による損失に備えるため、証券取引法第51条の規定に基づき、「証券会社に関する内閣府令」第35条に定めるところにより算出した金額を計上しております。

6. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

7. 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表の注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額……………11百万円
2. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機一式及びその周辺機器並びにソフトウェアについてはリース契約により使用しております。
3. 差入れている有価証券及び差入を受けている有価証券の時価は次のとおりであります。
  - (1) 差入れている有価証券

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| ① 信用取引貸証券       | 13,944百万円 |
| ② 信用取引借入金の本担保証券 | 86,113百万円 |
| ③ 差入保証金代用有価証券   | 28,587百万円 |
  - (2) 差入れを受けている有価証券

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| ① 信用取引貸付金の本担保証券 | 95,495百万円 |
| ② 信用取引借証券       | 4,404百万円  |
| ③ 受入保証金代用有価証券   | 37,434百万円 |
4. 「商法施行規則」第124条第3号に規定する時価を付したことにより増加した純資産額は165百万円であります。

(損益計算書の注記)

1. 1株当たりの当期純利益……………14,217円87銭



## 第 6 期 利 益 処 分

(単位：円)

|                    |  |               |
|--------------------|--|---------------|
| 当 期 未 処 分 利 益      |  | 4,014,321,505 |
| 上記金額を次のとおり処分いたします。 |  |               |
| 次 期 繰 越 利 益        |  | 4,014,321,505 |

(注) 平成17年5月23日開催の取締役会において、利益配当を見送る旨の決議をしましたので、当年度の利益配当は見送らせていただきます。なお、中間配当につきましても実施しておりません。

### 【平成16年度貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する参考事項】

< 商法特例法第21条の31第1項及び商法施行規則第141条に基づく利益処分の理由その他の事項 >

#### 1. 利益処分の理由及び利益還元に関する中長期的な方針

当社は株主利益の最大化を重要な経営目標としております。そのためには1株当たりの利益水準を一層高めることに注力し、信用取引拡大のために必要な財務体質の強化と、コンピューターシステムへの投資等将来の事業拡大に必要な投資のための内部留保及びそれらの効果によるROEの向上などにより企業価値の最大化を図ります。

当期の利益処分については、競業他社比で見劣りのあった財務体質の強化を優先し、また証券仲介業等新ビジネスへの対応、情報セキュリティの高度化への対応、震災等を含めた危機管理対策等のための投資に備えた内部留保の確保を第一義とするため、配当を見送りとさせていただきます。

今後につきましては、多様な株主還元を志向していきたいと存じます。平成18年3月期以降につきましては、30%程度の配当性向を目標にしたいと考えております。

#### 2. 営業収益または経常利益その他の利益もしくは損失が著しく増減したときはその原因

3ページの、「1. 営業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

#### 3. その他会社の財産または損益の状態に重要な影響を及ぼす事実があるときは、その内容及び原因

該当事項はありません。

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成17年5月18日

カブドットコム証券株式会社

取締役会 御中

### 中央青山監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 細 野 康 弘 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 山 本 明 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第21条の26第4項の規定に基づき、カブドットコム証券株式会社の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第6期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

### 後発事象

株式分割に関する後発事象が営業報告書に記載されている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査委員会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査委員会は、平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第6期営業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法の概要

監査委員会は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（以下「商法特例法」という。）」第21条の7第1項第2号及び商法施行規則第193条に掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びにそれに基づき構築されている会社の内部統制にかかる体制全般について監視・検証し、かつ、監査委員会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、会社の内部監査室その他の内部統制所管部門と関係の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け又は聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、これに基づき計算書類及び附属明細書につき検証いたしました。

取締役又は執行役の競業取引、取締役又は執行役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役又は執行役等から報告を求め、詳細に調査いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 商法特例法第21条の7第1項第2号及び商法施行規則第193条に掲げる会社の内部統制にかかる体制全般に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
- (2) 会計監査人中央青山監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (5) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (6) 取締役又は執行役の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役又は執行役の競業取引、取締役又は執行役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役及び執行役の義務違反は認められません。

平成17年5月23日

カブドットコム証券株式会社 監査委員会

監査委員長 川 松 保 夫 ㊟

監査委員 前 田 孝 治 ㊟

監査委員 磯 崎 哲 也 ㊟

監査委員 白 石 康 広 ㊟

(注) 監査委員前田孝治、磯崎哲也、白石康広は、商法特例法第21条の8第4項ただし書に規定する社外取締役であります。

以 上

## 議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数 316,758個

### 2. 議案及び参考事項

#### 第1号議案 定款一部変更の件

##### 1. 変更の理由

- (1) 「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」（平成16年法律第87号）が平成17年2月1日に施行されたことに伴い、当社の公告の方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告を行うことができないときの措置を定めるものであります。（現行定款第4条）
- (2) 当社株式が平成17年3月17日をもって東京証券取引所へ上場されたことに伴い、証券保管振替機構の株券保管振替制度において取り扱われておりますので、現行定款第8条、第9条及び第10条について所要の変更を行うものであります。
- (3) 基準日の設定について、取締役会の委任に基づき執行役へ権限の委譲を行ったため、現行定款第10条について所要の変更を行うものであります。
- (4) 経営の効率化と平成16年6月の委員会等設置会社へ移行したことに伴い、取締役の員数を12名以内から9名以内に改めるものであります。（現行定款第16条）

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

| 現 行 定 款   | 変 更 案  |
|---|--|
| <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 本会社の公告は、日本経済新聞に掲載して<u>これを行う</u>。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第8条 (省略)</p> <p>② (省略)</p> <p>③ 本会社の株主名簿、端株原簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券の交付、株券喪失登録および端株の買取り、その他株式および端株に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、本会社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 本会社の株券の種類、株式の名義書換、端株原簿の記載、質権の登録および抹消、信託財産の表示および抹消、株券の再交付、株券喪失登録および端株の買取りその他株式に関する手続きおよび手数料については、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> | <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 本会社の公告は、<u>電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ 本会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、端株原簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、<u>実質株主通知の受理</u>、株券の交付、株券喪失登録および端株の買取り、その他株式および端株に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、本会社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 本会社の株券の種類、株式の名義書換、<u>実質株主通知の受理</u>、端株原簿の記載、質権の登録および抹消、信託財産の表示および抹消、株券の再交付、株券喪失登録および端株の買取りその他株式に関する手続きおよび手数料については、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> |

(下線は変更部分)

| 現 行 定 款  | 変 更 案   |
|--|---|
| <p>(基準日)</p> <p>第10条 本公司は、毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>② 前項および本定款に定めるほか、必要があるときは取締役会の決議により予め公告して、一定の日を定め、その日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録質権者とする。</p> | <p>(基準日)</p> <p>第10条 本公司は、毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された株主 <u>(実質株主を含む。以下同じ。)</u> をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>② 前項および本定款に定めるほか、必要があるときは取締役会の決議 <u>又は取締役会に委任を受けた執行役の決定</u>により予め公告して、一定の日を定め、その日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録質権者とする。</p> |
| <p>(員数)</p> <p>第16条 本公司の取締役は<u>12</u>名以内とする。</p> <p>② (省略)</p>   | <p>(員数)</p> <p>第16条 本公司の取締役は<u>9</u>名以内とする。</p> <p>② (現行どおり)</p>  |

## 第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（6名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の一層の強化のため1名増員し、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)            | 略歴及び他の会社の代表状況  | 所有する当社株式の数 |
|-------|-------------------------|--|------------|
| 1     | 山下 公 央<br>(昭和26年2月18日生) | 昭和49年4月 ㈱三和銀行（現㈱UFJ銀行）入行<br>平成10年4月 同行 市場リスク管理部長<br>平成12年4月 同行 総合リスク管理部長<br>平成13年4月 ㈱UFJホールディングス総合リスク管理部長<br>平成14年1月 同社 リスク統括部長<br>平成15年7月 ㈱UFJ銀行総合リスク管理部長を兼務<br>平成16年7月 ㈱UFJホールディングス執行役員リスク統括部・コンプライアンス統括部担当<br>平成17年5月 ㈱UFJホールディングス執行役員      | —          |
| 2     | 齋藤 正 勝<br>(昭和41年5月13日生) | 平成元年4月 野村システムサービス㈱入社<br>平成5年8月 第一証券㈱入社<br>平成10年10月 伊藤忠商事㈱入社 オンライン証券設立プロジェクトに参画<br>平成11年6月 日本オンライン証券㈱設立に伴い同社入社 情報システム部長<br>平成11年9月 同社 取締役<br>平成13年4月 当社 執行役員 情報システム部長<br>平成14年5月 同社 最高業務執行責任者<br>平成15年6月 同社 代表取締役 COO<br>平成16年6月 同社 代表執行役社長（現職） | 582株       |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)           | 略歴及び他の会社の代表状況  | 所有する当社株式の数 |
|-------|------------------------|--|------------|
| 3     | 松本直樹<br>(昭和28年4月1日生)   | 昭和50年4月 (株)三和銀行(現(株)UFJ銀行) 入行<br>平成10年4月 同行 ローン業務部長<br>平成13年3月 同行 リテール営業部長<br>平成14年1月 (株)UFJ銀行 執行役員リテール統括部長(兼) エイティエム支店長<br>平成15年5月 同行 執行役員<br>平成15年6月 (株)ジェーシービー常務取締役<br>平成16年6月 同社 非常勤取締役(現職)<br>平成16年6月 (株)UFJ銀行 常務執行役員リテールカンパニー長(現職)   | —          |
| 4     | 塩見崇夫<br>(昭和27年11月25日生) | 昭和50年4月 伊藤忠商事(株)入社<br>平成8年8月 同社 自動車部門開発チーム長<br>平成11年4月 同社 自動車欧州・CIS部長<br>平成12年4月 同社 自動車業務戦略室長<br>平成13年2月 同社 金融・不動産・保険・物流カンパニー経営企画部長<br>平成16年4月 同社 物流部門長<br>平成16年6月 同社 執行役員 物流部門長<br>平成17年4月 同社 執行役員 金融部門長(現職)  | —          |
| 5     | 磯崎哲也<br>(昭和36年8月26日生)  | 昭和59年4月 (株)長銀経営研究所 入社<br>平成4年8月 公認会計士 登録<br>平成7年4月 (株)長銀総合研究所に転籍 産業調査第二部インターネット金融・技術担当<br>平成10年10月 伊藤忠商事(株)入社 嘱託・オンライン証券会社設立準備担当<br>平成11年7月 ネットイヤーグループ(株)入社 財務責任者<br>平成13年7月 磯崎哲也事務所代表(現職)<br>平成15年6月 カブドットコム証券(株) 監査役<br>平成16年6月 カブドットコム証券(株) 取締役(現職)<br>＜他の会社の代表状況＞<br>磯崎哲也事務所代表、(有)明インベストメント取締役 | —          |



| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)             | 略歴及び他の会社の代表状況   | 所有する当社株式の数 |
|-------|--------------------------|---|------------|
| 6     | 志賀 こそ江<br>(昭和23年11月23日生) | 平成5年3月 最高裁判所司法研修所卒業<br>平成5年4月 検事任官(横浜地方検察庁)<br>平成9年4月 東京地方検察庁<br>平成10年4月 第一東京弁護士会登録<br>平成11年8月 志賀法律事務所設立<br>平成14年6月 サン総合法律事務所 パートナー弁護士(現職)<br>平成16年6月 日本興亜損害保険㈱非常勤監査役(現職)   | —          |
| 7     | 佐藤 丈文<br>(昭和45年8月9日生)    | 平成7年3月 最高裁判所司法研修所卒業<br>平成7年4月 第一東京弁護士会登録 西村総合法律事務所(現「西村ときわ法律事務所」)入所<br>平成14年5月 米国コロンビア大学ロースクール(LL.M.)卒業<br>平成14年8月 米国ニューヨーク Debevoise & Plimpton 法律事務所勤務<br>平成15年3月 米国ニューヨーク州弁護士登録<br>平成15年6月 西村総合法律事務所復職<br>平成16年1月 西村ときわ法律事務所パートナー弁護士(現職) | —          |

- (注) 1. 候補者と会社との間にいずれも特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者山下 公央氏、松本 直樹氏、塩見 崇夫氏、磯崎 哲也氏、志賀 こそ江氏、佐藤 丈文氏は、商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役の要件を満たしております。

### 第3号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

商法280条ノ20および商法280条ノ21の規定に基づき、以下の要領により、当社の取締役、執行役および従業員に対して、ストック・オプションとして、特に有利な条件をもって新株予約権を発行することにつき、ご承認をお願いするものであります。

#### 1. 株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の業績と当社の取締役、執行役および従業員の受ける利益とを連動させることにより、当社の取締役、執行役および従業員の利益と株主の利益を可及的に一致させ、当社の業績向上に対する意欲や士気をより一層高めるとともに優秀な人材を確保することにより当社の健全な経営と着実な発展を図ることを目的とし、2. 記載の対象者に対して、3. および4. の要領に記載する2種類の新株予約権を無償で発行するものであります。

一つは、新株予約権の発行時点における「新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額」を、時価を基準として決定するもの（以下「Aストック・オプション・プラン」という。）であります。

他の一つは、「新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額」を1株あたり1円とするもの（以下「Bストック・オプション・プラン」という。）であります。Bストック・オプション・プランは、現金報酬の一部に替えて、報酬として当該新株予約権を付与することにより、現金報酬の支払いを抑制することを可能とし、また当該新株予約権の付与を通じ、経営陣による株式の保有を促進することを狙いとするものであります。経済的には、譲渡制限付株式を付与することとほぼ同様の効果をもたらすものであります。

#### 2. 新株予約権割当ての対象者

当社の取締役、執行役および従業員に割当てるものとする。

#### 3. Aストック・オプション・プランにかかる新株予約権発行の要領

##### (1) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式1,900株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(2) 新株予約権の総数

1,900個を上限とする。

(新株予約権1個あたりにつき、当社普通株式1株。ただし、上記

(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

(3) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(4) 各新株予約権行使に際して払込みをなすべき金額

- ① 新株予約権1個あたりの払込金額は、次により決定される当社普通株式1株あたりの払込金額(以下「行使価額」という。)に上記(2)に定める新株予約権1個あたりの株式の数を乗じた金額とする。

当初の行使価額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り捨てる。ただし、その価額が新株予約権を発行する日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、新株予約権を発行する日の終値とする。

- ② 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ③ 新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行する場合または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する株式数」に、「1株あたり払込金額」を「1株あたり処分金額」に、「新株式発行前の

時価」を「処分前の時価」に、それぞれ読み替えるものとする。

- ④ 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成19年7月1日から平成24年6月30日まで。

ただし、新株予約権の割当を受けた者と当社との間で個別に締結される新株予約権割当に関する契約（以下「新株予約権割当契約」という。）により、権利行使期間中における新株予約権の行使が制限されることがある。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、執行役または従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。
- ② 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は原則として認めない。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できる。ただし、新株予約権割当契約に定める条件による。
- ④ その他の新株予約権の行使の条件は、当社の取締役会決議に基づき、新株予約権割当契約に定めるところによる。

(7) 新株予約権の消却事由および条件

新株予約権の割当を受けた者が、上記(6)に定める規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合または新株予約権を放棄した場合、当社はいつでも当該新株予約権を無償で消却することができる。

(8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡をするには当社取締役会の承認を要する。

(9) その他

新株予約権の発行に関する詳細については、当社の取締役会において定める。

4. Bストック・オプション・プランにかかる新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式100株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる

株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(2) 新株予約権の総数

100個を上限とする。

(新株予約権1個あたりにつき、当社普通株式1株。ただし、上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

(3) Aストック・オプション・プランと同じ内容であります。

(4) 各新株予約権行使に際して払込みをなすべき金額

新株予約権1個あたりの目的となる株式1株あたりの払込金額は、1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権発行日から7年を経過する日までとする。

ただし、新株予約権の割当を受けた者と当社との間で個別に締結される新株予約権割当に関する契約（以下「新株予約権割当契約」という。）により、権利行使期間中における新株予約権の行使が制限されることがある。

(6)～(9) Aストック・オプション・プランと同じ内容であります。

#### 第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である中央青山監査法人は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査委員会の決定に基づき監査法人トーマツを後任の会計監査人として新たに選任をお願いしたいと存じます。

##### 1. 選任の理由

当社は、平成16年6月に委員会等設置会社に移行し、取締役会及び監査委員会等による経営監督と、執行役による業務執行とを明確に分離するとともに、監査委員会及び内部監査室による監査の実施その他の内部統制の強化を図ってまいりました。

この体制のより一層の強化を図るため、また会計監査人の独立性に対する国際的な要求水準が高まっている動向等も考慮した上で、経営監督と業務執行が分離された現体制に移行する以前の平成13年3月期より当社の会計監査を担当してきました中央青山監査法人の任期満了に伴い、執行部門の関与を経ることなく、現体制における監査委員会が独自に選定した会計監査人として、監査法人トーマツを選任するものであります。

##### 2. 会計監査人候補者は次のとおりであります。

|     |  |
|-----|--|
| 名称  | 監査法人トーマツ   |
| 事務所 | 主たる事務所 東京都港区芝浦四丁目13番23号 MS芝浦ビル<br>その他の事務所 (国内) 札幌、仙台、盛岡、新潟、北関東、千葉、横浜、長野、北陸、静岡、名古屋、岐阜、三重、京都、大阪、奈良、和歌山、神戸、岡山、広島、松江、高松、松山、福岡、大分、熊本、鹿児島、那覇<br>(海外) Deloitte Touche Tohmatsu<br>駐在員派遣 約40都市 |
| 沿革  | 昭和43年5月 等松・青木監査法人設立<br>平成2年2月 監査法人トーマツに名称変更。国際会計事務所組織であるデロイト トウシュ トーマツに主要構成事務所として参加  |
| 概要  | 構成人員(平成17年3月末日現在) : 3,392名<br>社員(公認会計士) 379名<br>参与 21名<br>職員(公認会計士) 1,360名<br>(会計士補) 936名<br>その他専門職員 399名<br>事務職員 297名<br><海外駐在員を含む> 3,392名  |

以上

メ モ

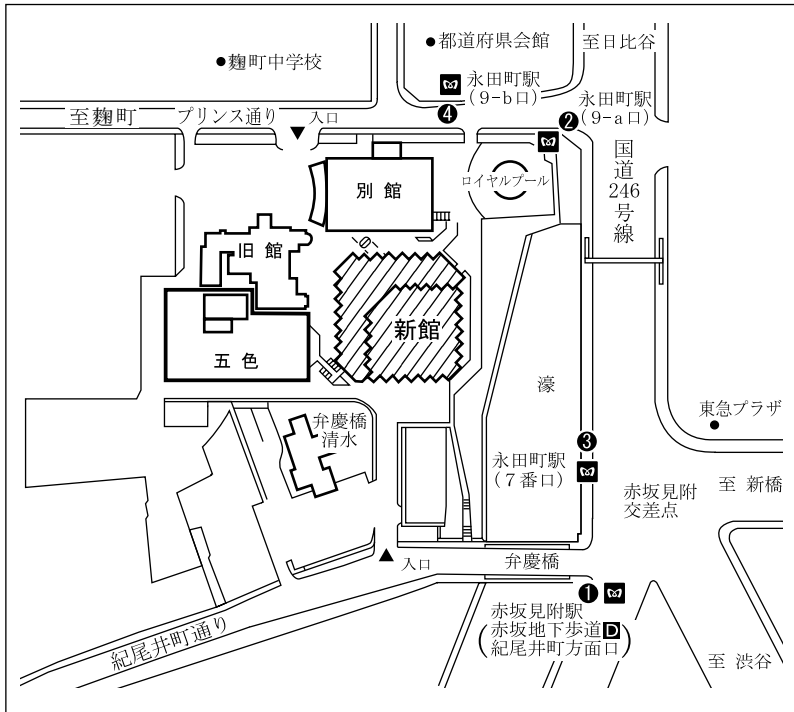
A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 20 lines spaced evenly down the page.

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区紀尾井町1番2号

赤坂プリンスホテル 新館2階 クリスタルパレス

電話番号 03 (3234) 1111



## (交通)

東京メトロ銀座線・丸ノ内線赤坂見附駅（赤坂地下歩道D紀尾井町方面口）から徒歩1分

東京メトロ南北線永田町駅（9-a口）隣接

東京メトロ半蔵門線永田町駅（7番口）から徒歩2分

東京メトロ有楽町線永田町駅（9-b口）から徒歩2分

お願い：当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。